

令和3年2月定例会 企画財政委員会（急施議案）の概要

日時 令和3年2月26日（金） 開会 午後 2時39分  
閉会 午後 3時30分

場所 第1委員会室

出席委員 吉良英敏委員長

細田善則副委員長

高橋稔裕委員、松井弘委員、新井一徳委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
並木正年委員、鈴木正人委員、白根大輔委員、蒲生徳明委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、廣川達郎政策・財務局長、  
加藤繁行政改革・ICT局長、石井貴司地域経営局長、  
仲山良二企画総務課長、梅本祐子財政課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第52号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）	原案可決

**【付託議案に対する質疑】**

**高橋委員**

今回の補正予算により226億円もの県債を発行することとしているが、県債残高が増加することで、将来の県財政に悪影響を及ぼすことはないのか。また、県債の償還に関し、具体的にどのような措置がなされるのか。

**財政課長**

県債については、財政規律に配慮しながら、緊急性・必要性の高い事業に重点化した上で適切に活用している。今回の約226億円の県債については、後年度に生じる元利償還金のほぼ全額が交付税措置の対象となり、償還財源は基本的に担保されることから、将来の県財政への悪影響はないと考えている。具体的には、今回の県債は、補正予算債であり、元利償還金の5割が普通交付税の算定の基礎となり、基準財政需要額の公債費に算入される。さらに、補正予算債の85.8パーセントの約194億円は、防災・減災・国土強靱化事業債であり、これについては、残りの5割についても基準財政需要額の単位費用算定で措置される。このため、県債の元利償還金については、普通交付税の増額により、概ね賄えると認識している。